

旅客運送規則

(目次)

第1章	総則		1
第2章	旅客運送		1
第3章	乗車券	第1節 通則	2
		第2節 乗車券の効力	2
		第3節 乗換券	3
第4章	旅客運賃	第1節 通則	4
		第2節 普通旅客運賃	4
		第3節 定期旅客運賃	5
		第4節 団体旅客運賃	6
		第5節 貸切旅客運賃	7
		第6節 特殊割引旅客運賃	7
		第7節 特殊旅客運賃	7
第5章	旅客運賃の追徴		8

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、長崎電気軌道株式会社（以下「会社」という）の旅客運送が乗客に便利であると伴に、業務の秩序を保ち能率的に遂行されることを目的とする。

(この規則の適用範囲)

第2条 会社が経営する軌道による旅客運送については、別に定める場合を除いて、この規則による。

(運賃等の公示)

第3条 運賃その他の運送条件はその実施前に公示する。

(運転系統及び運賃等の掲示)

第4条 運転系統、運転時刻及び運賃等で旅客の乗車に必要な事項は、車内、停留場又は営業所の見やすい場所に掲示する。

第2章 旅客運送

第5条 この規則では旅客とは満6歳以上の乗客をいい、12歳以上の者を大人、6歳以上12歳未満の者を小児とする。但し次の各号の一に該当するときは、満6歳未満のものであっても小児乗客として取扱う。

- (1) 大人に同伴されないとき。
- (2) 大人に同伴されていても、2人目以降であるとき。
- (3) 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に同伴されるとき。

(乗車の方法)

第6条 乗客は停留場で乗降しなければならない。乗車の際、降車する乗客があるときは、その降車を待って乗車しなければならない。

(乗車の謝絶)

第7条 乗客に迷惑を懸けるおそれがあるものが乗車しようとするとき乗務員は、これを謝絶することができる。

(物品持込の禁止)

第8条 旅客は自ら携帯し得る物品であっても次の各号に該当するものは、車内に持ち込むことができない。

- (1) 爆発物、自然発火物、腐食物、その他危害を他に及ぼすおそれのある物品。
- (2) 座席または車内をふさぎ、または車体を毀損するおそれのある物品。
- (3) 不潔または臭気等のため、同乗者に迷惑を及ぼすおそれのある物品。
- (4) 犬(盲導犬、聴導犬等を除く)及びその他小動物。

(喫煙、飲食等の禁止)

第9条 旅客は車内において喫煙、飲食等、他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(乗車券の検札及び回収)

第10条 旅客は下車の際もしくは乗車中、乗務員から乗車券の検札または回収を求められた場合は、これを拒むことはできない。

(安全等に関する係員の指示)

第11条 旅客及び公衆は輸送の安全保持等に関する乗務員の職務上の指示に従わなければならない。

第3章 乗車券

第1節 通則

(乗車券の種類)

第12条 乗車券の種類は次の通りとする。

- (1) ICカード乗車券(記名式・無記名式)
- (2) 定期乗車券(ICカード定期乗車券)
 - ① 通勤定期券(1ヶ月券・3ヶ月券)
 - ② 通学定期券(")
 - ③ 通勤通学定期券(1ヶ月券)
 - ④ 全線定期券(1ヶ月券)
- (3) 団体乗車券
- (4) 一日乗車券

第2節 乗車券の効力

(乗車券の発売)

第13条 乗車券は車内又は当社が指定する場所において発売する。

(乗車券の発売所)

第14条 当社が指定する乗車券の発売所は次の通りとする。

- (1) 浦上車庫(西町営業所)
- (2) 蛍茶屋営業所
- (3) 赤迫臨時発売所
- (4) 西浜町臨時販売所

(乗車券の通用期間)

第15条 乗車券の通用期間は、特別の事情があるときに公示をして定める場合の外、下記の通りとする。

- (1) 一日乗車券および乗換券は券面当日限りとする。
- (2) 24時間乗車券は購入後24時間とする。
- (3) 定期乗車券の通用期間は通用開始日より1ヶ月または3ヶ月とする。
- (4) 臨時に発売する乗車券については、その都度定める。

(乗車券が無効となる場合)

第16条 乗車券は下記の各号の一に該当する場合において無効とする。

- (1) 通用期間以外の日に使用したとき。
- (2) 行先、乗換場所、経由路線を異にして乗車したとき。
- (3) 乗車券の表示事項を抹消し、又は改変して使用したとき。
- (4) 定期乗車券又は小児普通旅客運賃及び特殊割引旅客運賃の適用を受けた乗車券で、その使用資格、氏名、年齢その他、表示事項を偽って交付を受け、又は他人から譲渡もしくは貸与をうけて使用したとき。
- (5) 乗車区間または経由路線を指定した乗車券で、その区間外の乗降に使用したとき。
- (6) その他不正乗車のため使用したとき。

(効力のない乗車券の回収)

第17条 旅客が効力のない乗車券で乗車した場合は、その乗車について不正使用の意思がないものと認められる正当な事由がある場合を除き、既に使用したものとみなし、当該乗車券を回収する。

旅客は、その所持する乗車券が効力を失い又は不明となった場合もしくは使用する資格がなくなった場合は、当該乗車券を運転士に引渡さなければならない。

第3節 乗換券

(乗換券の様式)

第18条 乗換券とは、新地中華街停留場及び市民会館停留場において、1号系統から5号系統及び5号系統から1号系統、又は3号系統から4・5号系統及び4・5号系統から3号系統に乗換える乗客に発行するもので、日付、行先、乗換場所（新地中華街又は市民会館）がその券面に記載されたものをいう。

(乗換券の発行条件)

第19条 乗換券は新地中華街停留場及び市民会館停留場において乗換える乗客に発行する。

(乗換券の交付)

第20条 旅客は乗換えをする時は、運賃を支払い乗換券の交付を受けなければならない。

(乗換券の発行制限)

第21条 乗換券はICカード乗車券によって乗車する乗客には発行しない。但しICカード乗車券にて複数人乗換える場合および金額引落としの場合等は除く。

(乗換券の無効取扱)

第22条 乗換券は日付、行先、乗換場所（新地中華街又は市民会館）が相違する場合は無効取扱いとする。

第4章 旅客運賃

第1節 通則

(無賃の旅客)

第23条 満6歳未満の乗客は第5条、第1項但書の各号に該当する場合を除き、無賃をもって運送する。

(運賃制度)

第24条 旅客運賃は均一制とする。

(旅客運賃の区別)

第25条 旅客運賃は、普通旅客運賃、定期旅客運賃、団体旅客運賃、貸切旅客運賃、特殊割引旅客運賃、特殊旅客運賃の6種とする。

第2節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃)

第26条 普通旅客運賃は次の通りとする。

- (1) 大人片道 130円
- (2) 小児片道 70円

(ICカード乗車券)

第27条 ICカード乗車券とは、株式会社ニモカが発行するnimocaカードを含む全国相互利用交通系ICカードをいう。

(ICカード乗車券の発売)

第28条 当社で発売するnimocaカードの発売金額は2,000円(デポジット500円含む)を下限とする。デポジットとは、カード発行時に預かり受ける保証金をいい、使用者がカードを返却した時に返金する。

カードには無記名式nimoca及び記名式nimocaがあり、記名式nimocaの購入希望者は、所定の申込用紙を記入のうえ、必要に応じて公的証明書等を提示するものとする。

(ICカード乗車券のチャージ)

第29条 ICカード乗車券は、所定の機器によってチャージ(入金)することができる。

チャージする金額は1,000円単位とし、1枚あたりのSF残額は20,000円を超えることはできない。SF(ストアードフェア)とは、旅客運賃の支払い等に充当するICカード乗車券に記録される金銭的価値のことをいう。

(ICカード乗車券のポイント)

第30条 当社路面電車を利用の際、nimocaカードで精算した場合に限り、利用毎に利用額の2%をポイントとして付与する。但し、計算上生じた小数点以下のポイントは切り捨てる。また、当月(1日~月末)利用累計額に応じ、一定額に達した時点で別途ボーナスポイントを付与する。なお、付与したポイントについては、当社取扱窓口及びポイント交換機にて手続きを行うか、路面電車内にて現金チャージを行うかのいずれかの方法をもってSFに交換できる。

当社が付与したポイントの効力は、付与日の翌年12月末日をもって失効する。

(ICカード乗車券の紛失再発行)

第31条 記名式nimocaを紛失した際は、所定の手続きを行うことで再発行登録を行った翌々日以降14日以内に再発行を受けることができる。手数料520円及びデポジット500

円を支払うものとする。
但し、無記名 nimoca を紛失した場合には再発行することができない。

(IC カード乗車券の障害再発行)

第 3 2 条 nimoca カードの破損等によって取扱いが不能となった nimoca カードについては、所定の手続きを行うことで再発行登録を行った翌々日以降 14 日以内に再発行を受けることができる。この場合は、手数料及びデポジットは収受しない。但し、破損等の原因が使用者の故意によるものと認められる場合は、手数料 520 円を支払うものとする。

(IC カード乗車券の解約)

第 3 3 条 nimoca カードの使用者は、カードを返却することで SF 残額の払戻しを請求することができる。手数料は 220 円とする。但し、定期乗車券部分の払戻しの際に払戻手数料を収受した場合、SF 部分の払戻しでは手数料を収受しない。SF 残額に 10 円未満の端数があるときは、10 円単位に切り上げる。また、残額が 220 円未満のときは、その残額と同額を手数料として支払うものとする。
なお、記名式 nimoca カードについては、公的証明書等の提示により当該記名人本人であることを証明した場合に限り払戻しを行うものとする。

第 3 節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第 3 4 条 旅客が通勤（通勤に準ずるものを含む）又は通学するために乗車する場合は、旅客の申し込みにより下記金額に定める定期旅客運賃を収受して、定期券を発売する。

通勤定期券	3ヶ月	14,440円	
通勤定期券	1ヶ月	5,230円	
通学定期券	高校以上	3ヶ月	12,290円
通学定期券	高校以上	1ヶ月	4,450円
	中 学	3ヶ月	11,210円
	中 学	1ヶ月	4,060円
	小 学	3ヶ月	5,220円
	小 学	1ヶ月	1,890円
通勤通学定期券			7,070円
全線定期券			10,460円

(定期券の発売条件)

第 3 5 条 定期乗車券は、旅客が定期乗車券発行申込書を提出した場合に限って発行する。この場合、通学定期券申込書には通学する学校長の署名を必要とする。通勤定期乗車券については通勤先の署名は必要としない。但し通勤通学定期券の場合は、通学の証明を必要とする。

(定期券申込書の記載事項)

第 3 6 条 通勤および通学定期券申込書は下記事項を記載したものでなければならない。

- (1) 旅客の住所、氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、通学区分（小学校・中学校・高校・大学専門学校・他）、就学年数、現学年
- (2) 通勤先および通学先の名称、所在地、電話番号
- (3) 通勤および通学の区間、通用開始日、通用期間
- (4) 通学先の学校長名および公印

但し、学校が発行する学生証、在学証明書等、その学校に在学することを証明するものを添付することでこれに替えることができる

(定期乗車券の発売期日)

第37条 定期乗車券は旅客が希望する利用開始日より発売を行う。但し、発売は利用開始日の15日前より可能とする。

(区間等の変更)

第38条 旅客が定期乗車券の使用開始後、その区間又は経由路線を変更しようとするときは変更を必要とする事実を証明する証明書類を提出した場合に限り、その変更をすることができる。但し旅客は所定の手数料を支払わなければならない。手数料は520円とする。

(定期乗車券の再発行)

第39条 旅客が定期乗車券を紛失、焼失、破損および盗難等にあった場合、所定の手続きを行うことで再発行登録を行った翌々日以降14日以内に再発行を受けることができる。但し旅客は所定の手数料520円を支払うものとする。

なお、定期券再発行までの間、旅客が定期乗車券の有効期間内に券面表示区間を乗車する場合は、当社が発行する「定期乗車券代用証」を乗務員に提示することで乗車できるものとする。この代用証は、再発行時に返却しなければならない。

(定期乗車券の払戻し)

第40条 定期乗車券の払戻しは次の計算式による。

払戻金額＝定期券発売金額－(1日あたりの差引き額運賃×経過日数)－手数料

1日あたりの差引き額運賃は普通旅客運賃の往復とする：260円又は140円。

手数料は520円とする。

また、通勤通学定期券の1日あたり差引き額運賃は普通旅客運賃の3回乗車運賃(390円)、全線定期券の1日あたり差引き額運賃は普通旅客運賃の2往復乗車運賃(520円)とする。手数料は520円とする。

(指定学校以外の学校の取扱い)

第41条 指定学校以外の学校に通学する学生、生徒、児童に対しては、その申込により通勤定期券を発行する。なお、指定学校とは、小・中学校、高等学校、大学など職業訓練を目的としない学校。

(通勤、通学定期券発行の監査)

第42条 会社は必要に応じて通勤、通学定期券の発行の適否、所定の者以外に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について監査するものとする。

(不正使用等の取扱)

第43条 定期乗車券を不正の手段によって購入し、又は不正に使用し、もしくは他人に不正使用させた場合は、これを没収し且つ悪質な不正使用と認められるときは、今後の発行を停止することができるものとし、往復乗車運賃×不正使用日数分を徴収する。

但し、通勤通学定期券の場合は、普通旅客運賃の3回乗車運賃(390円)×不正使用日数分、全線定期券の場合は、2往復乗車運賃(520円)×不正使用日数分を徴収する。

第4節 団体旅客運賃

(団体旅客の運賃割引)

第44条 発着停留場及び目的を同じくする学生及び児童の旅客が、25名以上一団となって乗車する場合で、予めその人員、行程、時間その他運送について必要な事項を申し出、会社の承認を受けた場合は、団体乗車証の発行を受け、下記取扱いによって普通旅客運賃の割引をする。団体旅客の乗車方法、その他の取扱い条件については、その都度定める。但し、僻地の学校の生徒児童が団体乗車する場合は、25人未満の場合においても団体

割引を認める。

中学校以上の学生生徒 : 1人当たり 110円
普通旅客運賃の1割7分引きとし端数は10円単位に切り上げる

小学校児童及び未就学児 : 1人当たり 60円
小児普通旅客運賃の1割7分引きとし端数は5円単位に切り上げる

(団体旅客の引率者、付添人の取扱)

第45条 団体旅客の引率者、付添人はその団体の一員とみなして総人員に加算する。

(団体旅客運賃の計算方法)

第46条 団体旅客運賃は1人当り普通旅客運賃から、割引率による割引額を差引いた額に団体総人員を乗じた額とする。

第5節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第47条 貸切旅客運賃は大人利用の場合、車両平均定員(80名)に大人普通旅客運賃を乗じた額とする。又、小児利用の場合、大人貸切運賃の1/2とし、一車乗客人員の過半数以上を占める場合に適用する。

車両平均定員運賃 大人 : 10,400円
小児 : 5,200円

(定員超過の場合の取扱)

第48条 実際乗車人員が旅客運賃收受定員を超過するときは、前条貸切運賃に旅客運賃收受定員の超過分に相当する普通旅客運賃を加算して收受する。

第6節 特殊割引旅客運賃

(特殊割引旅客運賃)

第49条 特殊割引旅客運賃は身体障害者、知的障害者、精神障害者に適用する。特殊割引旅客運賃は普通旅客運賃の5割引とし、端数は10円単位に切上げる。

(介護者の運賃)

第50条 身体障害者、知的障害者、精神障害者の各1名に対して1名の介護者の運賃は、介護者が障害者と一緒に同乗する場合に限り障害者と同じ割引とする。
介護者は会社が介護能力があると認めたもので、障害者と同一区間を同時に乗車するものでなければならない。

(手帳の提示)

第51条 身体障害者、知的障害者、精神障害者は降車時、手帳を提示して割引運賃を払わなければならない。

第7節 特殊旅客運賃

(特殊旅客運賃)

第52条 特殊旅客運賃は下記運賃額をもって定める(端数は10円単位に切り上げる)

一日乗車券 大人：500円 普通旅客運賃を6倍した額の3割6分引きとする
小児：250円 小児普通旅客運賃を6倍した額の4割1分引きとする。

24時間乗車券 大人：600円 普通旅客運賃を6倍した額の2割4分引きとする
小児：300円 小児普通旅客運賃を6倍した額の2割9分引きとする。

(一日乗車券の発売)

第53条 一日乗車券の発売場所は乗車券発売所および委託店とする。一日乗車券の日付印は赤色で押印する。

(一日乗車券の有効期間)

第54条 一日乗車券の有効乗車期間は券面に押印された日付とする。

(一日乗車券の払戻し)

第55条 旅客より既発売一日乗車券について払い戻し請求があった場合、払戻し有効取扱いは券面表示有効期間の前日までとする。

(一日乗車券の提示)

第56条 旅客は降車する際、一日乗車券の有効期間(日付)を乗務員へ提示しなければならない。

第5章 旅客運賃の追徴

(無札旅客に対する旅客運賃の追徴)

第57条 旅客が次の各号の一に該当するときは、無札旅客として普通旅客運賃の2倍以内の運賃を徴収する。

- (1) 第16条の規程によって無効となる乗車券で乗車したとき。
- (2) 乗車券検札の際、その提示を拒み又は回収の際引渡しをしないとき。

附則 この規則は、昭和36年11月1日から施行する
平成21年10月1日改定
平成31年4月1日改定
令和2年7月1日改定

附則 ICカード乗車券の取扱いは別に定める「ICカード取扱規則」によるものとする。